

予算及び地方分権に関する特別委員会会議録(4)			
日 時	平成12年 3月13日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時57分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	吹田委員長・北野副委員長・前田・中村・松本(聖)・新谷・ 見楚谷・小林・佐々木(勝)・武井・高橋・秋山 各委員		
出 席 理 事 者	市長、助役、収入役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・ 社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に松本（聖）・新谷両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者から報告を受ける。

「職員の不祥事について」

○総務部長

銭函3丁目駐車場使用料の横領に係わる管理・監督責任について、本日3月13日付で関係者の懲戒処分をした。経済部長及び経済部次長は減給10分の1を1カ月、観光課長及び観光課管理係長は減給10分の1を3カ月としている。また、元観光課職員による雪あかりの路実行委員会経費の着服及び銭函3丁目駐車場使用料の横領事件について市長自身の管理・監督責任として、4月分の給料10分の1減額についての関係条例を本定例会の最終日に提案したいと考えている。さらに助役も4月分の給料10分の1を辞退することとした。また、この度の不祥事により全庁的に業務の再点検を指示していたが、その中で財政部市民税課職員が企画部在籍中に担当していた小樽市土地開発公社の事業資金を平成7年度と8年度にわたり、約3,280万円を着服していたことが判明し、本日付で懲戒免職とした。

○企画部長

37歳の現在財政部市民税課勤務職員が、平成6年度から8年度まで企画部に在籍し、土地開発公社の会計を担当していた当時、平成7・8年度の2ヶ年にわたり同公社の事業資金の一部を着服し、さらにこれを隠すため総勘定元帳や現金出納簿等の関係帳簿類を破棄していたものである。この職員は土地開発公社の定められた正規の手続きを経ることなく預金通帳と公社の理事長印を無断で使用し、金融機関の窓口で相当の回数に分けて引き下ろし、平成7年度約1,030万円、平成8年度約2,250万円、計約3,280万円を着服したものである。また、土地開発公社のそれぞれの年度の決算に当たって支出経費の架空計上、繰越準備金の操作等により意図的に着服した事実を隠蔽し、決算の報告を行っていた。着服した金額は自己の借金返済や遊興費に充てていたとされている。今回の事件の背景には当該職員本人が預金通帳や印鑑を勝手に使用できる状況にあり、さらにはチェックを長期間怠るなど、会計処理が誠にずさんな管理状況にあったと受け止めている。また、土地開発公社が受けた損害等については、今後返還を求めていくとともに、小樽警察署に被害届を提出する予定である。

○市長

平成7・8年のことではあるが、再びこのような事件が発覚したことは誠に申し訳なく、心からお詫びを申し上げたいと思う。市民の皆様に対する信頼回復に努めようとしていた矢先にあってはならない不祥事が連続して発生したことは全く弁解の余地がない。なお、当時の関係職員については早期に処分したいと考えている。今後、管理・監督者に対して改めて指導を強化するとともに、早期に職員倫理規定を制定したいと考えている。特別調査チームを設置し、不祥事の発生原因を徹底的に解明し、全職員が一丸となって一日も早い信頼回復に向けて最善をつくしていきたいと考えてる。一部のこうした職員による不祥事が職員全体の士気に影響を与えることも考えられるので、職員には動揺することなく平常通り事務を執行し、市民サービスに徹するよう改めて周知したいと考えている。度重なる不祥事に対して誠に申し訳なく、心からお詫びを申し上げたい。

○委員長

まず、職員の不祥事に関する質疑に入る。

まず、職員の不祥事に関する質疑に入る。

○高橋委員

◎職員の不祥事について

何故平成7・8年の不祥事が今発見されたのか。

○(企画)安達主幹

観光課職員の不祥事があり、部長会議の中でそれぞれの事業会計について再度チェックをするよう指示を受けたことから、土地開発公社については過去5年程度遡り執行が適正かチェックをした中で、平成7・8年度について具体的な帳簿が破棄されており、現在ある決算書等の中で不明な点があったことから調査を進め、今回の事件が発覚した。

○高橋委員

当時の会計の管理状況を示せ。

○(企画)安達主幹

公社には定められた財務規程があり、正規の手続きをとり、通常の会計と同様に支出する際には決済を経て手続きをしていくが、今回の場合、預金通帳や理事長印が無断で使用できる状況の中で行われていたとのことである。

○高橋委員

当時の役員体制を示せ。

○(企画)安達主幹

理事長(助役)1名、理事(収入役・総務・企画・財政・経済・土木・建築都市の各部長、企画部次長)8名、監事(戸井先生、収入役)2名の計11名である。また、事務局長は平成7年高石、平成8年加藤である。

○高橋委員

実際にお金の動きに携わっていた人は何人か。

○(企画)安達主幹

事務局長1人、庶務係長と業務係長が1人、係員が1名である。

○高橋委員

最終的には上司がチェックしなかったということか。

○(企画)安達主幹

まだ関係者の事情聴取をしていないので確たることは言えないが、ずさんなチェック体制にあったと思う。

○高橋委員

公社内部の監査システムを示せ。

○(企画)安達主幹

財務規程に基づき収入役が兼務する監事に対して、支出状況、預金通帳や現金のチェック等の月例報告を行い、年度全体の監査については例年5月頭に行うこととなっている。

○高橋委員

毎月の監査で分からなかったのか。

○(企画)安達主幹

月例監査報告が行われていなかったと認識している。

○高橋委員

今後どのような体制をとっていくのか。

○企画部長

印鑑や関係ファイル、預金通帳や引き出し等を勝手に使えないシステムを考えなければならない。また、特別調査チームをつくって原因を見極め、その原因についてどのようにチェックするかを大至急取り組みたい。また、日常の職員の勤務状況や場合によっては私生活についてもある程度管理するという意識も必要になると感じている。生活についてもある程度管理するという意識も必要になると感じている。

○秋山委員

◎職員の不祥事について

多額のお金の出し入れについて、銀行の窓口でも不信に思われなかったのか。また、上司のチェック体制がかなり怠慢だったことを感じる。前回の問題があって初めてこのような問題が出てきて、新たなチェック体制の機会であると思う。現在100程度の会計があるとのことであるが、どの程度までチェックが進んでいるのか。

○(総務)総務課長

具体的な中身については、概括のものを出してもらっており、それぞれ個々の団体等についてはまだ内容まで踏み込んだ調査は行っていない。全般的に類似している団体が多いが、特別調査チームを設置する中で書類の整理や原課の事情聴取等を含めた精査に早急に取りくまなければならないと考えている。

○秋山委員

新市長の下、助役を1人にしたり外部から収入役を入れるなど、いろいろな意味で市の体制が変わりつつある中で、このような不祥事が相次いで発覚すること自体、役所に対する不信感がさらに強まるということで大変に嘆かわしい問題だと感じる。今後このようなことの起こらないよう、しっかりとした体制を築いてほしい。

ことの起こらないよう、しっかりとした体制を築いてほしい。

○松本(聖)委員

◎職員の不祥事について

平成7・8年度の決算書について極めて不自然な項目があり、チェック機能が欠落していたと判断している。例えば、7年度の土地開発公社の決算書を見ると、貸借対照表の資本の部で準備金の合計は約1億2,300円となっているが、8年度の前期繰越準備金が約1億200万円と明らかに数字が違っている。本来行政と議会の間には一定の緊張感が求められているが、見落としてしまった我々市民クラブとしては、市民の皆様はもちろんのこと、精力的に業務に当たっている市職員に心からおわびしたい。今後は二度とこのような事態が起こらないよう、勘定科目の内訳等によるチェック、日計表等による現金の管理、土地売買契約書の確認、公有資産の点検等、議会の立場から精力的に進めていきたいと考えている。市長は、議会のチェック機能を果たすためにも資料提出や格段の協力をお願いしたい。再発防止のための議会におけるチェックについて考えを示せ。

○市長

関係資料については今後も十分審議できるように提出していきたいと思っており、議会側にも十分なチェックをお願いしたいと考えている。

側にも十分なチェックをお願いしたいと考えている。

○見楚谷委員

◎職員の不祥事について

前回の観光課の不祥事により、議会としてのチェック体制ももちろんであるが、庁内のチェック体制の甘さや印鑑・通帳のずさんな管理等、再度業務を点検する中で今回の土地開発公社の不正が明らかになった。もし再点検をしなければうやむやになっていたと思うと非常に残念である。現在100近い会計のチェックをしているとのことであるが、万が一この中でさらに不祥事が発覚すればさらに市民の信頼が失墜することになる。現在月例の監査報告についてどのように見ているのか。

○(企画)安達主幹

現在は毎月収入役に監査報告をしており、ほぼ適正だと聞いている。

○見楚谷委員

通常は色々な帳簿や書類を見ながら監査となると思うが、書類がない中での監査と理解してよいのか。

○(企画)安達主幹

当時の状況では行われるべき月例監査報告が行われていなかった。

○見楚谷委員

それは再点検で分かったことだが、当時は書類がない中で正規な監査が行われたのか。

○助役

当時は書類があり適切に監査が行われたが、その後担当者が持ち出して破棄したものであり、現時点では関係書類がないため調査に時間を要している。

○見楚谷委員

当時の決算は正確に行われていたが、その後不正が発覚したということか。

○助役

調書類等の関係書類は整っていた中での監査だったので、当時の監査委員が発見できなかったという状況である。

○見楚谷委員

今後、相当厳しく倫理委員会をしていかなければ市民の信頼回復は図れないと思うが、我々議員としてもチェック体制をもっと強力に推し進めなければならず、また、特に市の中間職等大事な立場にある方も気を引き締める必要があると思う。通帳・印鑑を勝手に持ち出せる中では例え真面目な人でも魔がさすことも考えられるので、そのようなことを排除する意味でも、再度気を引き締めてほしい。

排除する意味でも、再度気を引き締めてほしい。

○北野委員

◎職員の不祥事について

当時月例監査報告が行われなかったということであるが、このことに疑問を持ったり、発見できるような体制にはなかったのか。

○(企画)安達主幹

関係者の事情を聞いていないため具体的には分からないが、月例監査報告は行われていなかったようであり、それをチェックする体制があったかどうかは疑問である。

○北野委員

公社は相当多額なお金を扱っているが、理事長は歴代の助役であり、その公印を一係員が勝手に扱えるようになっていたのは問題である。現在はどのようなになっているのか。

○(企画)安達主幹

従前から公印の保守・管理規程があり、事務局長が施錠の上保守管理するとなっていたが、当時勝手に持ち出されたことから、規程が守られていなかったと考える。

○北野委員

現在100以上の会計でチェック体制の見直しを行っているとのことであるが、他の事業会計でチェック体制が確立されていないものは現時点で分かっているか。

○(総務)総務課長

およそ100の団体の中では、我々が示した一定様式に基づき事務処理の流れやチェック体制について、会計を担当している課から確認している。預金通帳が存在し、担当の課長が事務局長になっているところで、当直室の金庫に降ろす管理が多いが、場合によっては通帳と印鑑の管理体制が曖昧なところもあるようである。

○北野委員

国家公務員の起案例文集にも汚職の防止対策は全職員の連帯責任という空気の中で進めなければ実効が伴わず、事故が起こったときに遺憾の意が示され、職員に通達が出され、将来このような不祥事は起こさないと決意が述べられても、これはすぐ薄らいでしまうとしている。監督責任を含め普段から取り組むべきとしており、これらの指摘をきちんと守っていればこのような不祥事は防げたのではないか。

○助役

確かに指摘のとおりである。現在の土地開発公社の理事長として今回の事件にも大変責任を感じている。特に印鑑・通帳等の取り扱いについて改正しなければならないと思っており、また、監査委員の監査前の事前の内部監査等についても、単に預金残高と決算の現金の金額等を突合するだけでなく、月例ならその月の出入り、年間の決算なら年間を通じた出入り等のすべてにわたって照合させるようなことも必要になってくるので、この機会に事務局体制も見直していきたい。

○北野委員

監事は収入役であるが、山田市長も一時期収入役をしている。土地開発公社の月例定期監査は山田収入役時代はどうであったのか。

○市長

私が収入役だったのは年度途中の４ヶ月であるが、監査した記憶はない。

○北野委員

月例定期監査が復活したのはいつからか。

○(企画)安達主幹

私が着任したのが昨年の６月なので、その時から始めたと記憶している。

○北野委員

それ以前定期監査は行っていなかったことを企画部は承知していたということか。

○(企画)安達主幹

私が着任し、定款を調べたり打ち合わせして進めていたが、いつから再開したかは分からない。

○北野委員

主幹が着任していつからかは分からないがやり始めたということであれば、企画部として定期監査を行っていないと承知しながら、今回の不祥事が起こって市長から改めて内部監査を強めるという話が出るまで放っておいたのか。

○企画部長

財務規程の中に、事務局長は毎月末日の合計残高試算表を作成して翌月の１５日までに理事長と監事に報告するとなっている。これに基づいて現在月例報告を実施しており、私も昨年に異動してからは月例報告をいただいております、必ず目を通してはいる。ただそれ以前についてはまだ確認していないので分からない。

○北野委員

職員の自覚が前提なのは当然であるが、同じ期間の不祥事が明らかになったことは小樽の市政執行の根本的方針に関わる問題だと考える。例えばマイカルについて、人は入っているが、売り上げは低く、このような状態で誰も成功したとは思っておらず、まして既存商店街は重大な被害を受けている。このようなことに対して間違っているということで住民監査請求が出されたが、却下されており、当時の執行した側は何も責任を負わない。何か起こっても多少の処分ですむということであれば、やはり緩みが出てくると思う。チェック体制はもちろんであるが、根本要因について市長の考えを示せ。

○市長

今回の２つの事件には共通点がある。一つは職員の資質の問題であり、遊興費が欲しかったということで、全体の奉仕者としての自覚が欠けていたと思う。もう一つは管理・監督者のずさんな管理である。今後、職員の倫理規定の制定や管理・監督体制の見直し等も含めて特別調査チームを設置し、原因の徹底究明を行い、二度とこのようなことのないよう周知徹底していきたいと考えている。私としては職員一丸となって小樽の活性化に取り組んでいる最中であり、強い憤りを感じているところであるが、今後市民の信頼回復のため、全力で取り組んでいきたいと考えている。

○北野委員

このような事件が起こったとき、担当の部長や課長は市長宛てに懲戒事由発生報告書を提出することになっていると思うがどうか。

○職員課長

そのような様式ではないが、事件の概要や必要事項について文書で報告を受けている。

○北野委員

この問題については市長をはじめ関係理事者も自分の問題としてもいろいろ考えていると思うので、このようなことが二度と起こらないようにし、現在行っている見直しについても厳正かつ早急に進めて欲しい。でも厳正かつ早急に進めて欲しい。

○佐々木(勝)委員

◎職員の不祥事について

今回このような不祥事が連発していることをきっかけに内部の調査をしようというのはいいが、もしこの不祥事が起きなかったら、このままだったのかという問題もある。平成7・8年は助役は2名だったと思うがどうか。

○総務部長

その通りである。

○佐々木(勝)委員

それを1名体制にした。チェック体制を強化するならそれなりの要員は必要となるように思う。特別調査チームをどのように具体的に進めていくかは非常に重要である。この事件は100に及ぶ調査を進める中で、今日になって分かったものなのか。今日、ある程度の処分を決めたが、相当事前の調査があった中で決めたものなのか。

○総務部長

今回の件について報告が上がってきたのは3月8日である。市長の指示によりそれぞれ各セクションで過去にさかのぼって再点検をする中で出てきたものであり、2月中旬以降から調査をしていたが、本人から話を聞く機会も少なく、関係書類もなく、当時の関係者にも聞けないという厳しい状況の中で進めていた。本人からの申立書や調査の中でおよそ本人の申し立てとこちらが押さえている額とが一致したという報告があったので、間違いなく公務員としてあるまじき行為があったという中で、3月9日に懲戒審査委員会を開き、本人を懲戒免職にするということで市長に報告し、最終的に今日の処分となった。

○佐々木(勝)委員

現在調査中でありコメントを差し控える中、何故今日のタイミングなのか。

○総務部長

当時の関係者に話を聞くにも噂が先行して誤った形で伝わることも懸念されるが、内々で調査を進めていても限界があり、本人の行為を把握する中で間違いなく懲戒に当たると判断し、本人の処分をしてから当時の関係者等の調査を進める形にしたものである。

○佐々木(勝)委員

現在も調査を進めているとのことだが、これ以外にも同様の不祥事が出てこないか不安に思うがどうか。

○総務部長

市が係わっている外部団体の仕事の流れについては、総務部に提出したから後は総務部や特別調査チームだけで対応ということではなく、市長の意志としては、今原課で行っている業務について、もう一度見直しをし、内部や事務局の規程に照らし合わせて原点に立ちかえるという意味もある。さらに市全体として特別調査チームで点検していくことになる。今回、結果として連続して不祥事が出てきているので、間違いなく出ないというのは全部調べた結果を見なければ言えないが、二度とこのようなことがないよう願っている。

○佐々木(勝)委員

また出てくることも覚悟の上で厳しく調査してほしい。

また出てくることも覚悟の上で厳しく調査してほしい。

○武井委員

◎職員の不祥事について

「チェック体制を強化したい」、「倫理規定を設けたい」とのことで、職員の処分もしたが、これで解決するのか疑問である。未然に防ぐのが最善であるが、現監査体制で小さな事業までチェックできるのか危惧している。行革ということで非常勤監査となると、月例監査もしていないという結果にならざるを得ない。現体制でできるかが疑問であるがどうか。また、「体制強化」という言葉にはこのことも含まれているのか。

○市長

平成7・8年当時は助役2名で常勤の監査委員であったので、体制としては十分整っていたと思うが、未然防止が一番大事なので、特別調査チームをどう機能させるか、内部で十分協議したい。

○委員長

これより総務常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

これより総務常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

○高橋委員

◎情報化について

今年度予算に「市例規類集データベース化事業費」が875万2,000円計上されているが、内容を示せ。

○(総務)総務課長

平成12年度の緊急地域雇用特別交付金を活用した事業であり、一義的には雇用の創出が目的であるが、現行3冊に分かれている例規類集をデータベース化し、庁内LAN等で将来的に検索や閲覧を可能にするための基礎的な作業である。

○高橋委員

この事業はいつ完成するのか。

○(総務)総務課長

目処としては早ければ今年の秋くらいと考えている。

○高橋委員

データベース化したものはCD-ROMに落として検索できるようにするのか。

○情報システム課長

民間業者に委託してデータを作ることになるが、CD-ROMにするか他の形にするのかはまだ決定していない。いずれにせよデータを磁気化してサーバに入力してパソコンで見る形になると思う。

○高橋委員

「情報処理費」の中に「OA化推進事業費」800万円、「庁内情報化推進事業費」300万円が計上されているが、それぞれ内容を示せ。

○情報システム課長

庁内情報化推進事業費は先ほどのデータ作成になるが、OA化推進事業費は2つに分かれる。一つはデータの部分が出来上がったらパソコンに入れるソフトや構築費用である。

もう一つは現在3課で小規模な庁内LANを行っているが、それを拡張するため、回線だけでも引き、すぐパソコンをつなげる形にしたいと考えている。

○高橋委員

「企画費」の中に「情報化推進事業費」200万円が計上されているが内容を示せ。

○(企画) 安達主幹

平成10年12月に小樽市のホームページを開設しているが、そのネットワークシステム等の借上料やホームページの更新経費等である。

○高橋委員

市内LANの環境作りを進めていると思うが、事業計画は立てているのか。

○情報システム課長

平成9年から10年10月にかけて高度情報通信技術の有効活用の委員会をつくったが、その中で市内LANは通信技術の有効活用を構築していくための重要な手段ということで、現在小規模ながら3課で構築しているものを徐々に拡大していく考えである。

○高橋委員

具体的な計画はないのか。

○情報システム課長

具体的にはないが、300万円で部単位までは例規集などを見れる形にと考えている。

○高橋委員

21世紀プランに載っているにもかかわらず、事業計画がないということは、同プランに相反するのではないか。

○(企画) 安達主幹

21世紀プランについては長期的には10年間、短期的には5年で前期・後期に分けながら具体的な事業を推進していくことになるので、十分部内で検討しながら事業を推進していくものと思う。

○高橋委員

事業計画がないまま各課で予算付けをしていくのではなく、互いに意見を整理していく中で、同じ市内LANの目的に向かって進めていくのが事業計画の在り方ではないのか。

○総務部長

確かに小樽市役所は情報化が非常に遅れているが、将来的にはペーパーレスの形が理想的である。そこまでいくには厳しい状況があるが、できるものから進めるということで、一定程度目処がついた段階で計画を策定していきたいと考えている。現在は今できる範囲での市内LANとなっているので、ご理解願いたい。

○高橋委員

早めに事業計画を立案してほしい。

今年度予算で中学校全校にインターネットを接続できるように回線を引くとのことであるが、その後インターネットにすぐ接続できるパソコンはどの中学校に何台あるのか。

○(学教) 施設課長

今回考えているのは電話回線をアナログからデジタルに変更し、設置されている電話機器も更新するものである。インターネットに接続できる学校は中学校3校であり、1校当たり20台の接続が可能である。

○高橋委員

小学校の回線導入時期は考えているか。

○(学教) 施設課長

予算の関係もあるが、中学校が終わり次第整備していきたいと考えている。

○高橋委員

インターネットの活用についてどのように計画しているか。

○指導室長

中学校においては、新しい教育課程が平成14年完全実施となるが、技術・家庭科で必修の形になっており、また、各教科やクラブ活動の時間に活用され则认为している。

○高橋委員

◎学校評議員制度について

学校評議員制度が4月1日から導入されるが、その内容を示せ。

○（学教）総務課長

学校教育法施行規則の改正により可能になった制度であるが、改正の趣旨からいうと、地域や社会に開かれた学校作りの中で、保護者や地域の意向確認や協力を得るにはどうするか、学校としての説明責任を果たすために学校外の意見を校長先生が聞ける仕組みづくりということで今回制度化されるものである。校長先生の要求に応じて学校運営に意見を述べるができるようになり、教育に関する理解や協力のある人の中から校長先生の推薦により教育委員会が委嘱するが、その学校に勤務する教職員は除かれるとなっている。

○学校教育部長

具体的な内容はまだ分からないが、あくまでも考え方として校長先生の権限と責任に属する事項であり、内容としては例えば学校の教育目標等、あくまでも学校の教育活動に係わる部分が対象の事項になっている。

○高橋委員

「学校評議員を置くことができる」となっているが、置かなくてもいいということか。

○（学教）総務課長

既存の同じような組織があればそれを利用することも可能であり、必置ではない。

○高橋委員

この制度の効果や学校運営への影響等を示せ。

○（学教）総務課長

学校の目標等を明らかにして、地域と家庭と学校が一体になるよう、評議員の協力を得ながらよりよい形で進めていけるものと思う。

○高橋委員

開かれた学校作りが観点であると思うが、もし、校長が必要ないと言った場合にはこの観点から逆行すると思うがどうか。

○教育長

西日本で既に類似の制度が活用されているので、そのようなところは改めて置かなくともよいということであり、あくまでも校長が必要と認めた場合にお願ひし、設置者である教育委員会が委嘱する形となる。必要に応じ教育委員会は学校評議員に集まってもらい学校教育全体について意見を聞くことができるという面もあるので、そのような機会があれば、未設置の学校でも広がりを見せると思う。北海道においては、当分道立の高等学校で管内に一つずつのモデル校を設け、その実態を研究してみたいという状況にあるので、公立の小・中学校では今後徐々に検討が始まるものと考えている。

○高橋委員

このような制度が出てくるということは、これまでは開かれた学校ではなかったということかと思う。教育は学校だけでは困難であると言われているが、現実として小樽市内の小中学校についてどのように考えているか。

○教育長

学校教育法施行規則の一部改正でもう一つ取り上げられたことは、校長と教頭の資格要件の緩和であり、教職員免許状を持たなくとも、教育に係わる10年以上の経験があれば、民間人でも校長や教頭に登用できるということ

で、市民の考え方を学校の場に持ち込んでいきたいことの表れだと考えている。

○高橋委員

例えばPTA活動にしても、全く非協力的な教師も多くなっているという。身近であるPTAがそうであれば、地域に開かれた学校作りは簡単ではない。教師の資質にも関係すると思うが、サラリーマン的な教師が増えているのではないかな。

○教育長

今年の北海道の公立小中学校の教師志望は約1万人であり、もし小学校で5割の得点の者を1次試験に合格すると全員がその中に入っているということで、学力・知識は非常に高まってきている。しかし社会的な経験が乏しいために学校でなかなか経験が生かされていない。ベテラン教員を重視しなければならないが、学級・学年規模が小さく、経験が移っていかないという状況が見られる。学校教育法施行規則の一部改正の中で、学校における教育の目標や教育内容、教育計画をもっと地域に知らせるということがもう一つの側面であるので、それを進めると学校はもっと開かれると考えている。

○高橋委員

校長、教頭の資格要件の緩和について説明せよ。

○(学教)総務課長

改正により、教育の職として、教員、実習助手、学校栄養士等の職種でも10年以上の経験があれば校長になれるようになった。教頭についても校長に準じるが、教科を教えるときには免許を持っていなければならないとなっている。

○高橋委員

◎学校完全週5日制について

2002年度から学校完全週5日制がスタートし、相当な時間が削減されると聞くが、学力に対する影響はないのか。またそれらについてどのような対策を立てているのか。

○指導室長

平成14年度からの完全週5日制の下で学習時間が短縮されることになるが、確かに学ぶ知識の量は従来よりも減少することになる。そのような意味では従来の知識をどこまで貯えたかを考えると、扱う量が減っていくという意味では心配な部分があるが、一方において基礎・基本の部分はしっかりと教えるようになっており、さらに総合的な学習の時間や選択教科の時間等により、自ら学び、自ら考える力を養い、生きる力や応用力が身についていくと考えている。

○高橋委員

共働きが非常に増えており、土曜日に両親がいない家庭も多いと思う。地域・家庭・学校の連携を図る必要があるが、その受け皿づくりについて示せ。

○社会教育課長

現在は学校開放として社会教育施設を土曜日の午前中に無料開放としているが、現在文部省でも学校の完全週5日制に向けて子供たちの受け皿づくりということで平成11年度から3ヵ年計画で事業計画を立てている。その中には週末の学校開放や博物館や美術館の無料開放の拡大、各省庁が連携した共同事業の実施による体験活動の場の創出などが挙げられているので、これらを参考にしながらどのような施策を進めていくかを検討したい。

○高橋委員

ソフト面も十分充実させてほしい。週5日制はゆとりのある教育という観点から出てきていると思うが、「ゆとり」の定義を示せ。

○指導室長

中央教育審議会の答申を見ると、「子供たちは…学校の勉強はもとより、学習塾、稽古事、少年団活動等、ゆとりのない忙しい生活を送っている」とされている。それを受けて、教育課程審議会や学習指導要領の中では、子供たちに時間的なゆとりはもとより、心理的・精神的ゆとりを培う形で、例えば教育内容の厳選等を行いながら、子供たちに生きる力を培うということでゆとりの時間を捉えている。

○高橋委員

生徒側だけでなく、教師にもゆとりがなければ、「ゆとり」の教育はできないと思うがどうか。

○指導室長

確かに教える側にもゆとりは必要であり、平成14年度からの新学習指導要領の中で各学校において教育内容を見直しながら、より先生がゆとりを持って子供たちを指導できる時間が必要であると考えている。時間が必要であると考えている。

○秋山委員

◎社会教育関係の補助金について

社会教育関係の補助金の考え方について示せ。

○社会教育課長

基本的にスポーツは教育・文化を振興させるという観点から、民間のスポーツ団体や文化団体の活動に対して支援していくという考え方である。

○秋山委員

補助件数は何件くらいか。

○社会教育課長

平成12年度の予算でいうと、社会教育の中の文化・芸術・文化財の関係の補助金は負担金も含めて17件であり、社会体育の関係が33件である。

○秋山委員

今後ずっと補助金として支援していく考えか。

○社会教育課長

補助金には事業費の補助、運営費に対する補助、文化財の修理に対する補助金等いろいろな種類があり、一概には言えないが、その都度それぞれの団体や事業の中身を見て精査する中で補助金を出していきたいと考えている。

○秋山委員

それらの団体に所属している人から見て、少しでも市から助成をもらっていると、認められているように感じると思うが、財政面が厳しい中でここまでしなければならないのかという面も感じられる。今後どのように考えているのか。

○社会教育部長

いろいろなスポーツ団体にしても社会教育団体にしても、育てていくという観点もある。その都度精査しながら今後もある程度は続けていくことが必要と思う。

○秋山委員

◎教科書用図書購入費について

教育振興費の中で、教科書用図書等購入費として2,200万円が計上されているが、内容を示せ。

○学務課長

小中学生とも教科書は4年に1度改訂になっており、児童・生徒の教科書は国が無償援助となっているが、教員が使う教科書やその指導書を購入する形になる。平成12年度は改訂の年に当たり、全ての教科書・指導書を購入しなければならないのでこのような金額になっている。毎年クラス数の増減や先生の異動等で新たに購入はあるが、

全部を買いかえるのは4年に1度の改訂のときのみである。

○秋山委員

◎「子ども読書年」推進事業費について

図書館費に「子ども読書年」推進事業費80万円が計上されているが、内容を示せ。

○図書館長

平成12年度中に9本の事業を計画しており、子ども図書館祭りと名づけて進めたいと考えている。特に5月7日に5本の行事を行いたいと考えており、主な事業として、一般市民から寄贈のあった本ですでに在庫のあるものや新刊を児童書のブックフェアの形で行いたい。その他、親と子で楽しむ押し花教室等、合計9本の事業を予定している。

○秋山委員

その事業は子どもの本離れを呼び戻すのが目的なのか。

○図書館長

確かに最近子どもの読書離れ、活字離れが進行しており、国もそれを危惧しており昨年8月に衆参両院でこのような動きに歯止めをかけること全会一致で採択されている。今年は2000年子ども読書年となっており、それを受けて各公共図書館で全国的に子どもの読書離れ、活字離れを防ぐのが今回の趣旨である。

○秋山委員

読書年を契機に子どもの本離れを防ぐことができると考えているのか。

○教育長

現在学校で10分間読書運動が全国的に提起されており、小樽でも10校程度が取り組む予定である。最近の調査では、10月の読書週間のときに「五体不満足」という本がベストセラーになっており、中学生は横ばいであるが、小学生の読書熱を増加させている。

○秋山委員

各学校の図書館の活用状況を示せ。

○指導室長

教科の学習時間、休み時間、放課後等に有効に活用している。年度当初に各学校では図書館の活用について話し合い、活字離れに歯止めをかけるよう努力している。

○秋山委員

先生も10分間子供たちに本を読ませ続けるのは大変と思うが、ぜひ継続してほしい。

○秋山委員

◎放課後児童クラブについて

望洋台小学校に新たに作られることになったが、現在各学校で行われている事業は何時くらいまで行われているのか。

○社会教育課長

教育委員会所管の放課後児童クラブについては、通常は下校時から午後4時30分まで開設している。

○秋山委員

その他子どもたちを放課後に預かる施設はどの程度あるのか。

○社会教育課長

福祉部所管で、塩谷児童センターがあり、新年度からは稲北に児童館ができたので、従来色内小学校で行ってきた放課後児童クラブは平成12年度から稲北児童館に移管することになる。また、市民部は銭函サービスセンターと勤労女性センターの2箇所である。

○秋山委員

それらの終了時間を示せ。

○社会教育課長

勤労女性センターは午後6時まで、塩谷児童センターと稲北児童館は午後5時までと聞いている。

○秋山委員

共稼ぎや母子家庭が増えている中、各学校では夕方会社が終わる前に終わってしまう。

勤労女性センターは6時までであり、その近くに引っ越してまで子どもを守りたいという話も出ているくらいである。何とか各学校の時間帯を延長できないのか。

○社会教育課長

学校のエデュケーションの支障にならない範囲で学校の協力を頂ながら空き教室を使っているの、4時30分以降に伸ばすのは非常に難しいと考えている。勤労女性センター等は学校と違うので5時や6時まで開設することは可能かと思う。

○秋山委員

校区内で安心して働ける環境をつくってほしいが、今後の考えを示せ。

○社会教育課長

学校に放課後児童クラブができるのか、校区内の別の場所に作られるか分からないが、できれば学校外の施設に放課後児童クラブを開設していくのが望ましいと考えている。

○秋山委員

母子ともに安心して生活できるよう、校区内にそのような施設をつくってほしい。

母子ともに安心して生活できるよう、校区内にそのような施設をつくってほしい。

○松本（聖）委員

◎芸術文化ふれあい事業について

本予算で320万円が計上されているが、雑入230万円の内訳を示せ。

○社会教育課長

入場券の売り上げで50万円、北海道文化財団から事業費の約3分の2の補助が180万円、計230万円となる。

○松本（聖）委員

入場券の単価を示せ。

○社会教育課長

2,000円である。

○松本（聖）委員

250枚の売り上げを見込んでいるのかと思うが、会場はどこか。

○社会教育課長

市民センターのマリンホールである。

○松本（聖）委員

定員は400人以上だと思うが、その半分くらいしか見込んでいないということか。

○社会教育課長

予算の編成上赤字を出さないようにしている中で、道の文化財団の補助基準では会場の収容人員の3分の1以上の入場者を見込むとなっている。我々としては満員にすべく券の販売について努力したい。

○松本（聖）委員

平成11年度はどのような事業を行い、どこで何人の収容があったのか。

○社会教育課長

文化団体協議会と文化祭が50周年を迎えるということで、そちらに費用を重点的にかけたため芸術文化ふれあい事業は行わなかったが、劇団手織座の檐山節考をやり、市民センターでほぼ400人満員となった。

○松本(聖)委員

平成10年度はどうか。

○社会教育課長

子供向けの「僕のイソップ物語」という演劇を実施した。市民会館で大人2,000円、子どもは無料ということで実施し、600人程度が参加した。

○松本(聖)委員

市民が望んでいる出し物を実施すれば人は集まる。予算なので少なく計上するのも分かるが、半分しか集める気がないようにも見える。市民は文化的な催しを待ち望んでいるが、今回の出し物を決めるに当たってアンケート等はとったのか。

○社会教育課長

社会教育課内部で検討し、文化財団のメニューから選んでいる。

○松本(聖)委員

来る市民は小学生からお年寄りまで多岐にわたっているが、一部の意見で決めることが適切かどうか一考してほしい。

○松本(聖)委員

◎中学校適正配置計画について

統廃合に関して各段階において各校の校長が教員に対し説明しているとのことであるが、教員側の反応はどうであったのか。

○(学教)川原主幹

昨年3月に基本方針、8月に実施方針、今年1月に実施計画案を示しているが、直ちに校長会で説明し、校長先生から先生に説明いただいている。また、その中で学校長を通じて意見を伺っているが、数校から実施時期や実施方法についての意見は聞いている。

○松本(聖)委員

教員の一部が父母を扇動して反対運動をしていると聞くがどうか。

○(学教)川原主幹

適正配置計画案等について、先生も入ったPTAとの話し合いや意見交換の場はあるかもしれないが、扇動しているというのは聞いていない。

○松本(聖)委員

教員から反対の呼びかけの文書等があったという父母もいる。教員の行動として好ましい行動とは思えないがどうか。

○教育長

基本方針、実施方針では校名が明らかになっていなかったので関心が小さかったが、実施計画案を出してから対象の3つの中学校かを含め、16の関連小中学校で次第に議論されるようになった。その中では反対する父母や教職員、賛成される方など多数いたが、我々はその間アンケートを通じて13年度4月実施を目途に更に説明会を実施したいと考えている。最終的には教育条件の充実ということでは理解いただけると考えている。

○松本(聖)委員

このような反対運動を行うことは教職員の服務規程に違反しないのか。

○(学教) 総務課長

文書の配布等についてははじめて聞いたが、事実関係の中で服務上の違反等があるのか検討しなければ分からない。

○松本(聖) 委員

彼らも善意で行動していると思うので、このようなことで処分者を出さないように十分に理解を深めてほしい。

○松本(聖) 委員

◎学級崩壊について

一部の学校で学級崩壊に当たるような事態になっていると聞くがどうか。

○指導室長

学級崩壊については、いじめや不登校等とともに学校教育の大きな課題となっている。

本市においては授業がなかなか成立しない状況がある場合には学校から連絡があるので、学校と連携を取りながら対処に努めているところである。

○松本(聖) 委員

現時点で何件くらいの報告があるのか。

○指導室長

現在学級崩壊といえるところまでいたっているかどうかは分からないが、授業がなかなか成立しない学校は今年度で1～2校である。

○松本(聖) 委員

ある父母から、教員全体の問題ではなくある特定の教員の資質に関する問題ではないかとの意見があった。人に教えるということは、学力ではなく人間性や資質の問題であると思う。採用試験の中で人間性を見抜くのは難しいと思うが、資質向上のための研修や勉強会等についてどのように考えているか。また、どのような予算立てがなされているのか。

○指導室長

文部省の調査研究教育者会議では全国102の学級で教師の指導力不足が原因の問題が7割との報告がなされている。我々も教師の指導力の向上が何より大切であり、そのための研修も重要と考えているが、道教委から学級崩壊に関する指導資料も出され、各学校において校内研究で十分活用しながら学級経営を行うように指導している。本市における教師の研修については、現在のところ教育講演会や生徒指導の視察等を行っているが、後志研修センターや道教委における事業等に積極的に参加して資質向上に努めたい。

○松本(聖) 委員

従前から行われている研修は全員を対象としていると思うが、現在問題になっているのは一部の教員の資質である。資質に問題がある教員に対し、一時的に担任等を外れてもらい、特別プログラムや研修等を行う考えはないか。

○指導室長

学級崩壊について学校から報告があった場合、まず、その原因を把握し、それが学級担任の指導力の問題であれば、例えば校長先生にお願いして校内の巡回を強化する、あるいは空き時間の先生等が授業と一緒に入り複数で授業を行うなどもお願いし、全職員で取り組んでいる。研修については例えば平成元年から初任者研修がスタートしており、初任者は年間90日間の研修を受けることになっている、そのほか、5年、15年の経験者研修もあるので、それらにも積極的に参加するよう、今後も努力したい。

○松本(聖) 委員

問題があるとされる教員も生活や尊厳があるので無理に引きずりおろせと言っているのではないが、その教員の

将来も見据えて適切なアドバイス等をする必要がある。また、子供は先生を選べないので、教員の資質向上に努めてほしい。

○松本（聖）委員

◎差別問題について

子供たちが鬼ごっこで「えった」という表現を使っていることについて、校長先生は「捕まえた」の短縮形だと認識しているとのことであるが、これは極めて認識が低いと思う。そもそもどのような語源で始まったか分らず、また使っているうちに本当の意味が薄れて一般的に使われているかもしれないが、この言葉を聞いて非常にいやな思いをする人もいる。短縮形というのは共通認識なのか。それとも一部の認識なのか。

○教育長

「えた」はそもそも「汚れ」という意味で、本州の部落民出身者を侮蔑的に呼ぶ言葉であるというのは承知している。しかし、小樽の子供たちが鬼ごっこ等で捕まえたときに「えった」と言っていることについて、校長会議で子供たちは部落民を意識して使っているか聞いたところ、そのような認識はないとのことであったので、機会を捉えてそのようなことを指導すべきと話をした。もし、教職員の中で部落出身者について差別しているのであれば道教委発行資料等を通じて改めて指導すべきと考えている。また、学級崩壊について北海道全体の調査では、95の学校で97人の先生が経験しているとのことであった。小樽市内の学校ではそのような報告はされていないが、道教委は来年度から2ヶ年にわたって非常勤講師の配置を検討している。また、教えることが難しい先生は後志管内に2人いるが、2年ほど前から東京都の教育委員会で教師の資格要件として、もし今後そのようなことがあった場合には一定の研修を課す、あるいは別の職についてもらうなどの勧告も検討している。道教委も平成12年度から2ヶ年にわたって検討し、13年度末までに結果を出すと聞いており、我々としてもその検討経過を見ながら対応したい。

○松本（聖）委員

子供も教職員も差別を意識して使っていないのは分かるが無意識の差別をしていることを教えてほしい。また、学級崩壊してから手立てしても遅いので、目をつぶらずに、早期に手立てをしてほしい。

午後3時14分 休憩

午後3時40分 再開

午後3時40分 再開

○中村委員

◎国旗・国歌について

昨年国旗・国歌法が成立したが、これまでの議論として慣習法としても確立していることは各種マスコミの報道等を見ても明らかである。今回改めて成文法上の根拠を得たが、4月中旬に文部省が、全国の公立小中学校、高校で37,000校を対象に、卒業式・入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施率を調査しているが、ここ2～3年の実施率を小樽市と比較して示せ。

○指導室主幹

行政指定都市以外

		国旗掲揚率(%)		国歌斉唱率(%)	
		全国	小樽	全国	小樽
平成11年度 入学式	小学校	96.5	32.1 (9校)	42.4	0
	中学校	93.8	29.4 (5校)	35.2	0
平成10年度 卒業式	小学校	96.9	32.1	45.7	0
	中学校	94.5	29.4	36.9	0
平成5年度 入学式	小学校	98.2	57.1	85.0	0
	中学校	97.8	52.9	82.9	0
平成5年度 卒業式	小学校	98.4	57.1	87.3	0
	中学校	98.1	58.8	83.6	0

○中村委員

本市の小・中学校の国旗掲揚、国歌斉唱率は非常に低い。全国的にも徐々に実施率が上がっている中、小樽市の実施率が低い理由は何か。

○指導室長

これまでも学習指導要領に基づいて適切に指導するよう指導しているが、この問題は先生の中に国旗・国歌に対する思いや過去の色々な経過等もあり、学校における話し合いの中で先生のそのような思いが強く出されているのかと思う。

○中村委員

学習指導要領に基づいて教育委員会はどのように指導してきたのか。

○指導室長

学習指導要領は平成元年の改定以降、入学式や卒業式等においては、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう「指導するものとする」となっている。それ以前は「望ましい」という形であったので、各学校において卒業式や入学式に国旗国歌の意義を踏まえるとともに、国旗国歌を尊重する態度を養うようお願いしている。

○中村委員

指導要領の法的拘束力に関する90年の最高裁判決について示せ。

○指導室長

福岡の伝習館高校受験について平成2年に最高裁判決が出されているが、詳しい資料を持っていない。

○中村委員

最高裁の判決で学習指導要領の法的拘束力が確認されている中、これまでの小樽市の実施率の低さについてどう考えるか。

○指導室長

各学校においては、例えば話し合いの中で、強制に当たるのではないか、過去の歴史的経過はどうであったか、卒業式や入学式になじまない等の先生方の意見が出されており、式当日のぎりぎりまで校長先生が話し合いをして理解を得よう努力している。

○中村委員

公式行事に際して、私人としては憲法19条によって良心に反する行為を強制されない自由が保障されている以上、国旗や国歌を拒否する自由は誰でもあると思うが、一部の人の良心という名の好き嫌いを根拠に公式行事そのものを変更させる、中止させる権利が誰かに保障されているのか。

○指導室長

学習指導要領における指導については教育指導上のことと考えており、あくまでも指導要領に基づいて適切に実施されるよう指導しているところである。

○中村委員

教育委員会では校長会を通して指導し、校長は各学校の職員会議で指導していると思うが、職員会議の中で国旗・国歌の実施についての反対意見が出されているのか。また、教員全員が100%国旗・国歌に反対しているのか。

○指導室長

校長との話し合いの中で、賛成意見を発言する先生もいると聞いている。

○中村委員

中には発言せずに我慢していることもあると思う。それぞれ国旗・国歌に対していろいろな意見があり、個人の意見は意見として結構だが、公務員の立場にある教員が自分たちの考え方を他の先生や子供たちに逆に押し付けていることにはならないのか。本州の先生にも反対意見はあると思うが、公務員としての職務を守っているのではないのか。

○指導室長

各学校では国旗・国歌について自由に意見を述べて話し合いが進められていると聞いている。また、校長先生は学習指導要領の趣旨に基づき、国際社会に生きる日本人として国旗・国歌の意義を大切にしながら指導することが必要だと先生に話をしており、学習指導要領の意義を十分踏まえた中での話し合いを行っていると聞いている。

○中村委員

子どもの内心の自由を侵すのではないかとの議論があるが、立場を変えて、例えば中学校や高校くらいになると国旗・国歌についてもある程度ものの考え方はできており、当然に国旗・国歌に賛成する子どももいると思う。ある一握りの先生の考え方を押し付けることは、そのような子供たちの思想・信条、内心の自由を侵すことにはならないのか。

○指導室長

例えばオリンピックや国際大会等で、国旗を掲げて君が代を斉唱する姿を子供たちは見ており、そのような意味で国旗・国歌に関する考え方を持っていると思う。子供たちの内心の自由については、国会審議の中でも文部大臣から思想及び良心の自由を制約するものではないとの発言もある。学校においては卒業式・入学式の国旗・国歌に係わる問題については教育指導上問題として取り扱っている。

○学校教育部長

学校の教員は、学習指導要領に基づき適切に子供たちに指導すべき立場にあるので、自分の思想・信条で子供たちに教育しているとすれば大変残念である。

○中村委員

憲法が「思想・良心の自由に反する行為及びこれを侵害する行為を強制されないこと」を保障していると主張している方々もいるが、自分の考えと相容れないからといって適法な職務行為を実力を持って妨害する、変更させるという行動を憲法が保障しているとは到底認められない。政治闘争を教育現場に持ち込むのは止めるべきである。日の丸・君が代に反対するのは自由であるが、あくまでもそれは政治の場で主張することであり、児童・生徒を巻き込むべきではない。指導要領を無視して子供たちが国旗・国歌を学ぶ機会まで奪う自由が許されているのか。まもなく卒業式や入学式があるが、今年の入学式や卒業式における国旗・国歌の実施率を注意深く見守りたい。

○教育長

小樽や北海道において国旗・国歌の問題は非常に重い問題であり、何とかそれを打開して良い方向に持っていかなければならないと考えている。また、昨年8月に国旗国歌法も制定され、重い意味を持っていると思っている。しかし、我々としては学習指導要領にしたがって指導することが大切であり、現状において音楽や社会科の教科で国旗・国歌の指導がほとんどされてこなかったが、今回指導書にきちんと書き込まれ、それぞれの学年で国旗・国歌に対する指導を世界との関連の中できちんと位置づけている。そのようなことが定着すると正しい国旗・国歌への理解が深まってくると考えている。国旗の問題と国歌の問題との間には若干の距離があるように思う。学校で校長が努力をして教職員に理解を求めているが、職員会議で多数決で反対するということはない。職員会議を通して校長は卒業式・入学式当日の朝まで議論を続け、最終的に校長の責任において判断をして態度を決めている。したがって小樽市としては当分国旗の掲揚率を上げるべく努力したいと考えている。国歌についても、教職員には自分の内心の自由を確保するほかに、教職員としての仕事をきちんとやることが大事なのでそのことについて理解を求めていきたい。

ての仕事をきちんとやることが大事なのでそのことについて理解を求めていきたい。

○前田委員

◎体育協会補助金について

45万円が計上されているが、どのような団体に補助しどのように使われているのか。

○社会体育課長

体育協会には現在27団体が加盟している。主な活動は各団体の連絡調整、保健指導者研修、スポーツドクターの講習会、少年団への指導・援助等である。

○前田委員

体育協会からは補助金も含めて特に意見要望はあるか。

○社会体育課長

補助金についての要望は聞いていないが、施設整備についての要望は承知している。

○前田委員

この45万円は金額的に足りているのか。

○社会体育課長

予算・決算の中身を見る限りでは不足していないように思う。

○前田委員

単純に比較はできないが、余市や古平町と比較して市民一人当たりの額は相当な開きがあると思うがどうか。

○社会体育課長

調査していないが、相当な開きがあると認識している。

○前田委員

小樽市とは10倍以上の開きがあり、45万円はいかがかと思う。手宮陸上競技場は数億円を投資して整備されるが、市に体育施設のないスポーツ団体についてはどのように取り扱うのか。

○社会体育課長

体育施設がないというのは競技人口が少ないということとも考えられるので、特に考えていない。

○前田委員

そのような団体から補助金の要望があった場合はどうか。

○社会体育課長

その中身や金額等も勘案しながら検討することになると思う。

○前田委員

希望に添える可能性はあるのか。

○社会体育課長

どのような要望があるか想定できないが、今の財政状況の中で多額の金額は難しい。

○前田委員

具体的に、小樽市に射撃協会があるが、市の施設はなく、民間の施設はあるが、競技人口が少なくペイしない状況である。施設は老朽化してもう限界にきているが、そのような団体から申請があった場合はどうか。

○社会教育部長

特に要望は聞いていないが、話があった場合事情等を調査して関係部署と相談したい。

○前田委員

後日相談に行く方がいると思うのでよろしく願いたい。

○前田委員

◎望洋シャンツェについて

予算書において556万9,000円が計上されているが、中身を示せ。

○社会体育課長

建物が3棟あり、特にスタートハウスについてはトイレや水道等の凍結防止のためにヒーターがついており、半分以上はその電気代であり、その他は維持経費である。

○前田委員

昨年もこの予算は計上されていたのか。

○社会体育課長

計上されていたが、昨年とは使用頻度が違うので電気代は若干不用額が出ると思う。

○前田委員

現在使っているのか。

○社会体育課長

昨年は国体と予選会で利用した。今年度はジャンプでの利用はないが、アルペンの合宿で利用した。

○前田委員

来年度の利用計画はあるか。

○社会体育課長

高体連の全道高校のスキー大会が予定されており、ジャンプとクロスカントリーが小樽で開かれる予定になっている。

○前田委員

予算としては計上されているのか。

○社会体育課長

ジャンプ等が正式に決定すれば整備費等について補正予算をお願いすることになる。

○前田委員

予算計上されていないということは、まだ具体化されていないということか。

○社会体育課長

全道高校の大会が来るのははっきりしているが、現段階でアルペンとクロスカントリーとジャンプが後志管内で行われると聞いており、現在、クロスカントリーとジャンプは小樽で行い、アルペンはニセコで行うということで進んでいる。

○前田委員

完全に決まっているなら何故予算に出てこないのか。

○社会体育課長

現在決まりつつあるという段階であり、予算編成の段階ではない。

○前田委員

来年度にそれ以外の予定はないのか。

○社会体育課長

スキー連盟にも要請しているが、現在決まりつつあるのは高体連全道大会だけである。

○前田委員

今年度望洋シャンツェの利用があったというのはジャンプ台か。それとも下の施設か。

○社会体育課長

ランディングバーンを利用して練習した。

○前田委員

巨費を投入して作った施設にしては後利用が進んでおらず、このままでは宝の持ち腐れである。黙っていても老朽化してしまうが、使っていないのに電気代等の費用はかさんでいる。利用する時期が分かっているのであれば、その直前だけ整備するなど、経費を節減する努力をすべきではないか。

○社会体育課長

北電と交渉しており、解約すれば基本料もかからないが、再契約するのが難しいと言われている。

○前田委員

維持管理について今後どのように考えているのか。

○教育長

望洋シャンツェは高体連での利用が決まっているが、その後の全国・全道規模の大会の誘致はまだはっきりしない。今後運動公園整備は難しくなったが、クロスカントリー競技場の整備等もあり、ジャンプ競技等の誘致・要請を念頭におきながら業務を進めたい。

○前田委員

◎消防団について

非常備消防費の中に団員被服購入経費が165万3,000円が計上されているが、内容を示せ。

○消防団本部長

夏用の制火服の更新として、平成10年度から3ヵ年計画で整備を進めてきた。12年度は100名分の制服を更新する計画である。

○前田委員

団員の被服の支給状況、耐用年数等を示せ。

○消防団本部長

制服は使用期間が10年となっており、最近では平成5年ころに3ヵ年計画で支給したと承知している。制火服は使用期間が7年ということで現在更新を進めている。作業服は使用期間が5年であり、新入団員が入るとその都度引き継いだり新規購入し、全員に支給されている。防寒外套は使用期間が15年であり、現在は全員に支給されている。防火衣は使用期間が15年となっているが、580名近い全団員にはまだ行き渡っていない。

○前田委員

作業服について、団員が入ったときに支給するのは当然であるが、まとめて支給されたのはいつか。

○消防団本部長

毎年新入団員が入るので、その都度とはいかないが、後援会にお願いして全員に当たるように支給を続けている。

○前田委員

団の役割が大きくなる中、作業服は一番使用頻度が高く、傷みが激しい。引き続き作業服の更新を検討してほしいがどうか。

○消防団本部長

その必要性は十分認識しているので、できるだけその方向で検討したい。

○前田委員

◎マイカル開業に伴う税収等影響額について

固定資産税については、前年度予算が約70億4,300万円であったものが、今年度は約74億5,000万円になっている。築港再開発地区には駅舎や共同住宅、サティ、ビブレ、ヒルトンホテル、エネルギー棟など多くの建物があるが、機械・備品等の償却資産も含め、これらの固定資産税・都市計画税の税収額はどの程度になるのか。住民税や入湯税、特別土地保有税など他の税目や上・下水道の使用料の状況も含め、財政面での効果額を示せ。また、商業施設内でたばこを売っているが、このことによりたばこ税の税収も伸びているのか。

○資産税課長

固定資産税・土地計画税については償却資産分も含め約6億円になると考えている。特別土地保有税については5,000㎡以上の土地所有者が対象になるが、築港ヤード跡地については数百万円が課税の対象になり、それ以外の分については徴収猶予となる。

○市民税課長

法人市民税は、中間申告から推計し、平成12年度予算ではマイカル関係として約4,700万円を見込んでいる。入湯税は現在までの実績から踏まえて450万円程度を見込んでいる。また、たばこ税は卸業者からの申告により課税するものであり、個別の販売店に対し課税するものではないのでマイカルの影響分としては把握できない。

○財政課長

上・下水道の使用料は合計で約2億8,000万円の効果があると聞いている。

○前田委員

こうした税収の伸びは小樽市として良いことか。

○財政部長

この築港再開発事業は、まちづくりの観点で行った事業ではあるが、こうした税収や上・下水道使用料の伸びも見込んで進めたところであり、おおむね9～10億円程度の効果はある。これは予算上の数字なので決算をしてみなければ確定はしないが、今のところはこれ以上の効果があると思っている。税だけを見ても、平成12年度予算では築港関連で税全体の約4%を占めており、大きな効果があると考えている。

○前田委員

築港駅舎も固定資産税の課税対象となっているが、これ単体での税収を示せ。

○資産税課長

守秘義務もあり、JR分だけでいくらとは答えられないが、「家屋」という範囲で言うと、築港再開発地区全体で約4億2,000万円になり、駅舎はその内の一部である。

と、築港再開発地区全体で約4億2,000万円になり、駅舎はその内の一部である。

○新谷委員

◎平和事業経費について

12年度予算に平和事業経費が40万円計上されているが、過去5年間の額を示せ。

○(総務)総務課長

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
600万円強	100万円	80万円	50万円	40万円

○新谷委員

これまでどのような事業を行い、参加人数は何名程度であったか。

○(総務)総務課長

平成7年度は終戦50周年に当たり、特別な事業として丸木夫妻の原爆の図展等を7月に美術館で開催し、2,400名程度の入場者であった。また、産業会館でも小・中学生を対象に平和ポスター・標語作品展を開催し、1,200名程度の入館者であった。平成8年度は運河プラザで原爆写真のポスター展を開催しており、3,200名程度の入館者、平成9年度も運河プラザで広島原爆展を4,800名あまりの参加者であったが、夏場でもあり、市民だけではなく観光客も多数入っていたと思う。その後会場を変えて市民センターで原爆記録映画上映し、平成10年度には入場者130名、平成11年度には150名程度となっている。

○新谷委員

平成9年度から予算も参加人数も急激に落ちているが、予算を減らした理由と参加人数が減った理由を示せ。

○(総務)総務課長

人数については運河プラザは観光客等も入場者にカウントされているため差が出たものと思う。市民センターのキャパシティは400名以上なので、100名強という人数は事前のPR不足もあったかと思う。また、予算について、この事業は昭和61年度から開始したものであり、当初から多額の予算付けをしていたものではない。あくまでも小樽市の平和事業としてソフト事業からはじめていこうという中で始まっており、区切りや節目に当たるときは記念事業として大規模に行っている。したがって考え方としては平年並の事業を進める中での予算措置と考えている。

○新谷委員

若い世代に事実や平和の大切さを伝えるのは責務であり、内容をもっと検討して取り組んで欲しい。日本は唯一の被爆国であり、また小樽市は核兵器廃絶平和都市宣言をしているので、それに見合った事業を展開してほしいがどうか。

○総務部長

金額だけでなく、どのような内容をどのような形で伝えるかが大切だと認識しているので、マンネリ化しないように工夫して事業を進めたい。

○(総務)総務課長

当面は引き続き原爆記録映画の上映を考えているが、十分な事前PRに努めたい。平成12年度については、吉永小百合が平和に対する願いから、全国で詩の朗読会を展開しており、我々もぜひ小樽にと考え、手をつくしたがスケジュール的にも難しく、断念した経過もある。今後もそのような視点を持ちながら取り組んでいきたい。

○新谷委員

市民要望も取り入れながら進めてほしい。

○新谷委員

◎校外学習等助成事業について

今年度予算では1校当たり3万円の増額とのことであるが、どのような内容か。

○学務課長

この事業は、平成11年度まで校外学習交通費助成事業と団体鑑賞事業の2つの事業であったものを、事業選択等を学校の裁量に任せるよう一本化したものである。また、総合的な学習の時間は平成14年度からの実施である

が、12年度から移行期間になっている。各学校でも総合的学習の時間の在り方について具体的な協議に入っているが、例えば、市内の史跡を見る、入館料助成や講師の公演等のいろいろな事業が考えられ、その予算的な措置である。

○新谷委員

スキー学習は校外学習として義務づけられているのか。

○学務課長

学校によって体育事業で行っているところもあり、スキー遠足という位置づけのところもある。

○指導室長

教育課程は各学校で編成するものであり、スキー学習については学校行事として捉える場合もあり、体育の時間に行うこともある。

○新谷委員

去年までは交通費として予算付けされており、スキー学習の補助は小学生500円、中学生1,000円だったと思うがどうか。

○学務課長

校外学習交通費助成事業はスキー学習にはバス代やリフト代がかかるということで平成6年から始まった事業である。従来この事業はスキー学習に限ってスタートしたが、特に小学校低学年の場合、学校のグラウンドの斜面を利用するなど、一部スキー学習に使わない学校もあるので、プール学習や市内見学等、事業対象を拡大していったものである。

○新谷委員

各学校で補助金は違うということか。

○学務課長

現状では小学生500円、中学生1,000円を各学校の選択でさまざまな事業や行事に使っている。

○新谷委員

近くでスキーができない学校もあり、スキー場まで貸し切りバスで行くと交通費やリフト代を含めて1回で1,500円から2,000円は確実にかかってしまう。さらに子どもが2人以上だと父母への負担はもっと大きくなり、スキー自体にも非常にお金がかかる。親からも交通費としてぜひ補助してほしいという要望が出ているが、交通費に限定した支給とはならないのか。

○学務課長

現状の校外学習交通費助成はスキーだけでなくプール等への交通費にも使えるが、基本的には交通費とスキーのリフト代ということで運営している。

○新谷委員

親の負担を軽減するためにも補助を増額するべきではないのか。

○学校教育部長

確かにそのような話は聞いているが、現状の財政事情では増額は難しい。

○教育長

スキー学習は予定していても吹雪により中止になり、バス代が残ることもあるので一括して別の事業でも使えるようにしたのでご理解願いたい。

○新谷委員

◎奨学金制度について

現在の利用状況を示せ。

○学務課長

高校生70名が対象となり、卒業して空いた枠を新たに募集している。平成11年度実績では66名の応募者があったが、枠が21名であり、選考委員会で選考している。

○新谷委員

現在の貸与額は7,000円であるが、この額はいつどのように決まったのか。

○学務課長

奨学金制度は市民からいただいた寄付金の基金の運用で行っている。昭和54年当時は給与と貸与に分かれており、給与2,000円、貸与3,000円となっていたが、平成2年度改定で給与3,000円、貸与3,000円、平成4年度改定で給与4,000円、貸与3,000円とした。

○新谷委員

21名枠に66名の申し込みとのことだが、申し込みが増えている理由は何か。

○学務課長

年により応募者数もばらつきがあり、昭和28年の同事業開始以降、合計応募者数2,300名に対し、決定者は1,160名であり、平均するとおおむね半分程度である。ここ数年も必ずしも応募者数が一方的に増えているわけではなく、増減がある。

○新谷委員

就学援助は経済的に大変だということで増加しており、奨学金も同様だと思う。経済的な理由により私立高校、公立高校を中退する生徒もいると聞かすが、どの程度いるのか。

○学務課長

高校生については承知していない。

○新谷委員

公立高校の授業料は8,500円であり、毎月納入するお金は1万5,000円程度とのことである。中退する高校生は母子家庭が多く、成績が優秀でも経済的な理由によりやむなく中退するケースもあると聞くので、枠や額の拡大を図るべきではないのか。

○学校教育部長

確かに奨学金と授業料との関係で逆転はありえるかもしれないが、基金の中で行っている事業であり、額を上げると対象人員が減ることになってしまう。基金状況が厳しいこともあるので、現行の水準で進めたい。

○新谷委員

◎バス通学助成について

経済事情が厳しいため、やむなく歩いて通学している例もある。冬場は必ずしも歩道がついていない現状や、誘拐等、昨今の社会情勢の悪化もあり、父母負担の軽減と同時に安全性の確保にも努める必要がある。通年全額助成にすべきであるが、せめて冬期間だけでも全額助成を検討すべきではないのか。

○学校教育部長

我々も父母負担をできるだけ軽減したいと考えているが、バス通学は1ヵ月延長したこともあり、当面この措置で進めたい。

ともあり、当面この措置で進めたい。

○北野委員

◎議案第36号「情報公開条例の一部を改正する条例案」について

事務処理基準等で特定のもので非公開に予定されているか。

○(総務)総務課長

具体的に事務処理基準がこなれば分からないが、機関委任事務が廃止されたことにより、情報公開条例の第9条の該当する部分は削除しなければならない。今後機関委任事務が法定受託事務に変わった部分もあり、法定受託事務の事務処理基準が示されたときに従前同様に法令を根拠として対応していくために所要の改正をするものである。

○北野委員

何かが非公開になることを想定しているか。

○(総務)総務課長

具体的にはまだ分からない。

○北野委員

◎予算説明書の構成について

老人世帯等上下水道助成事業の繰出金は、上水道は消防の予算、下水道は土木部の都市計画費から出ているが、老人福祉費から出されるのが妥当だと思うがどうか。

○財政課長

できるだけ支出目的にあった科目に計上するのが基本であるが、水道事業の繰出金の多くを消火栓の維持費や消火用水等が占めていたこともあり、消防費に計上している。下水道事業についてはあくまでも都市計画事業のひとつという位置づけがあり、都市計画費に計上している。ただ、現在繰出金の中身も大きく変わっており、水源開発や減免等のウエイトが大きくなっているが、他都市を見るとどこかの科目にまとまっている方がわかりやすいという考え方もあり、メリット・デメリットも含めて研究したい。

○北野委員

◎独居老人等の巡回査察について

冬場の査察状況を示せ。

○(消防)総務課長

消防本部としては災害弱者対策という捉え方で、9,600件余りの対象を把握している。この中で特に独居老人世帯として押さえている5,300件程度について、2～3月に災害弱者事故防止強調期間、焼死事故防止強調期間の位置づけで査察を行っている。今年は3月初めまでに1,199件程度の査察を行っており、今も継続して実施しているが、この中で雪害等の苦情や事故があったという報告は受けていない。

○北野委員

雪あかりの路のイベントで旧手宮線の色内1丁目を利用したが、イベント終了後、崩した雪を隣接している独居老人の住宅の窓を塞ぐ形で残していったため、火事のときに逃げ場がないとのことであり、我々はすぐに経済部に対策を講じるように要請した。翌日、私が現地に行ったときにはすでに民生委員からの連絡で消防が来ており、雪を撤去し、安全を確保することを関係者に指導したとのことであるが、その翌日に半分しか持っていかなかったとのことであった。結局作業員を雇って自費で片づけてしまったが、指導に最後まで責任を持つべきではなかったのか。

○(消防)総務課長

担当出張所に民生委員から連絡があり、職員は直ちに現場に急行している。経済部の担当職員も現場を確認し、付近の業者に依頼して除雪を行った。その結果対象となった市民からお礼の電話が入ったということも聞いているが、周りが空地になっていることもあり、付近の住民が雪を運んでくるとも聞いている。我々も、避難用の空間を確保するため、査察の中で時間があれば玄関先の排雪を行ったりしているので、ご理解願いたい。

○北野委員

雪あかりの路のために他から雪を運んできており、それを崩したままになっている。独居老人世帯2件の手前は

飲食店であり、そこが火事になれば裏の窓から逃げざるを得ない。一般の人が雪を積んだとのことであるが、雪あかりの路で他から雪を持ってきたから捨てる場所がないのではないか。独居老人の安全を考えて、最後まで指導をするべきと思うがどうか。

○(消防)総務課長

関係部と更に話し合いを続けて適切な措置をしたい。

○北野委員

◎学習指導要領関係経費について

新年度予算に学習指導要領関係経費が計上されているが、内訳を示せ。

○指導室主幹

旅費93万円、需用費240万円である。なお、昨年度の実績では、旅費は道教委主催の執行方針等の研究会、学習指導要領の改定内容についての研究会への参加、文部省の研究状況の視察等の分である。需用費は学習指導要領の変更に伴う各学校への学習指導要領や解説書等の配布や、各学校の全教員の資料配布分である。来年度の予算については、同様に道教委主催の研究会等に参加し、その内容を的確に現場に伝えるように指導するとともに、新学習指導要領の移行措置期間になるので、各学校に十分理解いただき、教育活動に生かしてもらえるような資料の送付や作成をいたしたい。

○北野委員

学習指導要領やそれに基づく教え方について私は批判的であるが、国の都合で変える同要領の経費を全て市費で賄うことに疑問はないか。

○指導室長

学習指導要領は国の基準として出されており、教育の機会均等、教育水準の向上等を図るためのものであるので、研修や資料の作成等は大事なものと押さえている。

○北野委員

新学習指導要領の説明のため、相当数の図書を購入するとのことであるが、国庫負担金で手当するのが当然である。これらについて、道教委等に意見を言ったことはあるか。

○指導室長

文部省や道教委から数多く資料が出されているが、それらも含めて教育向上のために市独自の資料作成や調査研究等も進めているので、ご理解願いたい。

○北野委員

◎国旗・国歌について

昨年9月17日付けで、学校における国旗及び国歌の指導について通知145号が出されているが、これは法律の制定を受けて何を学校に求めたものなのか。

○指導室長

①学校における国旗・国歌の指導について、学習指導要領に基づき意義を理解させ、尊重させる態度を育てる、②国旗・国歌に関する指導や取り扱いについての通知、③国旗・国歌に対する正しい理解を一層促進する、という内容と受け取っている。

○北野委員

そこに添付されている資料はあくまでも資料である。さきほどの自民党とのやり取りでも市教委は、国旗・国歌に関する学校への指導はあくまでも学習指導要領に基づいて行うとのことであった。指導要領の範囲を超えて行うものではないと受け取ったが、それでよいのか。

○指導室長

従来から指導要領に基づいて指導しており、国際化が進む中で国際社会に生きる子どもたちに大切なものである
ので、そのような意味で各学校に指導している。

○北野委員

各学校長に対して、国旗掲揚・国歌斉唱についての取り組みの状況が報告されたが、学習指導要領では、あくまでも国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育て、諸外国の国旗・国歌も尊重する態度を育てるのが基本になっており、現在の学習指導要領でも、新学習指導要領でも「指導するものとする」となっており、強制ではない。この145号通知を見ても強制にはなっていない。国旗・国歌が法制化されても、学校教育の現場に指導する根拠は何も変わっていないので、全国各地で行われているように、法制化を根拠に卒業式や入学式に国旗掲揚・国歌斉唱を強制するがごときアンケートをとったり、市教委が個別に要請するのは越権行為であると思うがどうか。

○指導室長

学習指導要領に基づき適切にということで各学校に指導しているが、法制化に伴い文部省からの通知もあり、それには国会審議や国旗の由来等の資料が添付されており、それらも含めて適切に実施されるようお願いしている。

○北野委員

この通知は地方分権一括法以降、4月1日から処理基準等特別な指導がない限り無効になるものと思うが、これに変わる処理基準や政省令は出ているのか。

○指導室長

現在のところ9月17日の通知を各学校に通知し、指導の徹底を図っているところであり、継続して適切に指導したい。

○北野委員

通知の中に資料として、学習指導要領の中に謳われている国旗・国歌の扱いについての変遷が書かれているが、新学習指導要領についても変わっていない。市教委はこれに基づいて特別に文書による指導等を行っているのか。

○教育長

文部省の通知を受け、国旗・国歌に関する指導について各学校に通知している。文部省初等中等教育局長並びに文部省高等教育局長から、北海道教育委員会教育長を経由して「別添写しのとおり通知がありましたので通知します。ついては各学校において学習指導要領に基づき、国旗及び国歌に関する指導が一層適切に行われるよう願います。」という内容の通知である。

○北野委員

事務処理基準や政省令は出ているのか。通知は3月31日で無効になるので、厳密に言えば4月1日以降に行われる入学式は、通知に拘束されないことになるのではないか。

○(総務)宮腰主幹

事務処理基準については我々の方で中身をチェックすることになっていない。政省令も個別法まですべてチェックしているわけではないので分からない。

○学校教育部長

政省令の改正が行われており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が平成12年4月1日施行となっている。その中で地方や教育委員会に対する指導が、今までは「行うものとする」だったのが「行うことができる」という任意規定に変わっている。したがって従来の指導についても変化が出てくると考えている。

○北野委員

それは政省令ではない。新たに事務処理基準や政省令で示されない通知や通達は4月1日をもって無効となっているので、事務処理基準や政省令が出ていないか聞いている。

○教育長

道教委に尋ねたところ、まだ整理ができていないので7月くらいまでに出る可能性があるとのことである。

○北野委員

あくまでも法制化になっても国旗・国歌の指導は学習指導要領の範囲を超えてはならないということは変わっておらず、国旗・国歌を掲揚・斉唱していない学校や関係者に圧力をかけるような指導は絶対にすべきではない。

○指導室長

国旗・国歌はその意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとなっているので、そのように指導していきたい。

のとするとなっているので、そのように指導していきたい。

○佐々木(勝)委員

◎国旗・国歌について

卒業式や入学式が誰のためのものかが根本的な問題であり、そのような意味からも強制すべきではない。学校現場で誰のための卒業式・入学式かを十分議論しなければならないが、通り一遍で数字だけが論議されている。現在の卒業式は非常に感動的であり、子どものための卒業式になっていると思うがどうか。

○指導室長

例えば中学校の卒業式は義務教育終了ということで、生徒や保護者、教師にとっても感慨深いものであるが、一方において儀式としての意味も持っており、国旗・国歌の指導が適切になされることが大切であると考えている。

○佐々木(勝)委員

そのようなことを現場で議論し合いながら結果を出している。それら踏まえて子どもを置き去りにしないようにしてほしい。

○佐々木(勝)委員

◎学校週5日制推進事業費について

教育総務費の諸費の中で460万円、社会教育費の社会教育総務費の中で20万円それぞれ計上されているが、それぞれ内容を示せ。

○(学教)総務課長

第2・第4土曜日の学校開放の際の管理者の報酬、ボール等の消耗品、管理者に連絡する際の郵便切手等のトータルで460万円である。

○社会教育課長

体育館と図書館に配置している指導員の報酬が約半分と、残りは事務費や消耗品費であり、トータルで20万円である。

○佐々木(勝)委員

平成14年度実施に向けて協議機関等を立ちあげているのか。

○社会教育課長

国でも週5日制に伴う様々な計画をつくっており、それらも参考にしながら内部で検討したい。現在の第2・第4土曜日の週休がスタートしたときにも民間を交えた検討会議的なものを設置して検討した経過もあるので、そのようなことも含めて検討していきたい。

○佐々木(勝)委員

◎教育予算について

全体、学校教育、社会教育等について昨年度と比較した伸び率を示せ。

○(学教)総務課長

平成12年度当初と昨年度当初を比較すると、学校教育関係で12%増、社会教育関係で11.3%増、全体で37.4%増となっている。また、4定比較では学校教育関係で3.3%増、社会教育関係で6.3%増、全体で23.2%増となっている。

○佐々木(勝)委員

伸びた主な要因は施設関係か。

○(学教)施設課長

建設費の伸びで小学校25.9%増、中学校9.1%増となっている。

○佐々木(勝)委員

学校の大規模改修が主な要因か。

○学校教育部長

施設関係もあるが、教科書関係や新規事業もある。

○佐々木(勝)委員

全道的にも教育予算が低いと言われているがどうか。

○学校教育部長

建設費の大小で教育予算が大きく変わるので、そのような臨時的経費を入れずに通常の学校管理経費に限定し、児童・生徒一人当たりに換算すると、必ずしも低くない。

○佐々木(勝)委員

教育予算は伸ばしていくべきと思う。父母負担についてはどのように押さえているか。

○(学教)学務課長

父母負担の軽減に関する線引きは難しいが、直接的な保護者の負担軽減として、校外学習等、バス通学等の助成事業、自然の村の児童研修事業、学校健康センター負担金の全額負担等を行っている。

○佐々木(勝)委員

ハードやソフトの対策を含め、予算の内容について十分吟味してほしい。

○佐々木(勝)委員

◎美術館の空調設備について

美術館の空調設備の整備が見送られた経過を示せ。

○美術館副館長

平成10年度当初予算では空調設備の設置を断念しているが、昨年で美術館も開館20周年を迎え、分庁舎も約50年が経過している。開館以来空調設備は美術館の設備として必要ということでずっと要望しており、幾度か業者の調査を行っているが、美術館の空調を完璧にするとすると、外壁や窓枠の工事等も必要になり、億単位の金額になる。現状の中で設置可能なものということで文学館・美術館を併せての空調設備の設置ということで計上したところであるが、経済状況が厳しいため残念ながら断念せざるを得なかった。

○佐々木(勝)委員

建て替えも視野に入れながら見送ったのか。

○美術館副館長

当面今の美術館で進め、新館は並行して調査を進めていくということで、現施設で快適な鑑賞環境を提供する意味からも、空調設備の設置を求めているという考えである。

○佐々木(勝)委員

◎放課後児童クラブについて

望洋台に新しく放課後児童クラブが設置され、要望があった箇所について整備が終わったが、残った箇所はどう

するのか。

○社会教育課長

放課後児童クラブが設置されていないのは忍路・祝津・豊倉・張碓各小学校である。

○佐々木(勝)委員

要望がないから設置しないということか。

○社会教育課長

現時点で設置の要望は聞いていないが、もし要望があれば設置に向けて努力したい。

○佐々木(勝)委員

現在市民部・福祉部・社会教育部の3部に所管が分かれているが、窓口の一本化についての協議の内容や課題等
を示せ。

○(総務)総務課長

終了時間の違い、指導員の採用条件や賃金、勤務時間の違い、指導員の研修等の違い等があるが、他都市の例を調べても、札幌市を除いた主な市のなかでも取り扱いは3課に分かれているところが多く、児童館が多いところは児童福祉サイドが担当していることもあるが、小樽同様学校が多い場合は教育サイドが窓口になるなど、どこかが窓口となっていることが多い。我々としても条件の平準化は必要と考えているが、学校施設においては難しい面もあるので、条件の差異は仕方ないものとして、それ以外の部分で共通化が図られるならば一元化の可能性も高まる
と思っている。平成12年度の事業についてはすでに教育委員会・市民部・福祉部で動いているので、この流れで
進むことになるが、窓口の一元化について早急に結論を出したいと考えている。

化について早急に結論を出したいと考えている。

○武井委員

◎市営プール建設資金基金について

市営プール建設資金基金が予算計上されているがどのようなものか。

○社会体育課長

市民から市営プール建設のためということで30万円の寄付があり、基金として積み立てているものである。

○武井委員

市営プールの建設費はいくらくらいか。

○社会体育課長

規模や屋内・屋外等の形態によって違うが少なくとも二十数億円である。

○武井委員

今回新たに積み立てられた基金はいくらか。

○社会体育課長

積立金の利息分の1,000円である。

建設基金と銘打ちながら年1,000円では少なすぎるのではないか。

○社会教育部長

確かに建設時数億円かかるときにこの金額でどうかという問題もあるが、あくまでも目的が決まっていない中で
過去にあった寄付の利息を積み立てているものであるのご理解願いたい。

○武井委員

この基金の名称でふさわしいのか。現時点でいくらになっているのか。

○社会体育課長

78万5,000円である。

○武井委員

市営プールをつくるために市も努力しているように思える内容にすべきではないのか。

○教育長

50メートルプール等について陳情が出たこともあり、東南部にプールがほしいという話もあった。プールに関しては議論に浮き沈みがあるのでもうしばらく検討したい。

○委員長

散会宣告。